

国立大学法人大阪大学教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第25条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

- 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 賞与は、第20条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - 源泉所得税
 - 住民税
 - 共済組合保険料
 - 雇用保険料
 - 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第7条 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

- 第8条 第37条から第39条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

- 第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

- 第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ 一般職基本給表(二)
- (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
- (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ 医療職基本給表(B)
- (4) 指定職基本給表(別表第4)

- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

- 第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

- 第13条 就業規則第12条の規定により昇任した教職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させることができる。
- 2 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(基本給表を異にする異動等における級の格付け)

- 第14条 教職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種に応じ、級の格付けを行う。

(昇給)

- 第15条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。
- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
 - 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
 - 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第16条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第17条 教職員が就業規則第36条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第18条 教職員が現に受けている級及び号俸より上位の級又は号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第19条 就業規則第21条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

- 第20条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第14条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第37条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第21条第2項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第37条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

- 第21条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下、次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

- 第22条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第23条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第24条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額100分の4.5を超えるときは、基本給月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額100分の25を超えるときは、基本給月額100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第25条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職の範囲については、別に定める。

3 管理職手当の月額を、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。

4 管理職手当及び指定職の基本給には、第39条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第41条において「業務災害」という。))に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第26条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。))又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。))を有する者に限る。)に対しては、月額50,700円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第27条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、これを支給しない。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障がい者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第28条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第29条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第30条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあつては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額)が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支

給する。

- 3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 5 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第31条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第32条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第33条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
 - (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第35条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガバ斯卡ルまで	210円
0.3メガバ斯卡ルまで	560円
0.3メガバ斯卡ルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第36条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円

深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円
---------------------	--------

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第30条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

- 第36条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

- 第36条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	教育職基本給表(一)	15,000円
	医療職基本給表(A)	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	教育職基本給表(一)	7,300円
	医療職基本給表(A)	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	6,400円
	医療職基本給表(A)	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	4,400円
	医療職基本給表(A)	1,300円

(超過勤務手当)

- 第37条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

- 第38条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。
- 2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

- 第39条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第40条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第40条の2 第24条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第41条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第14条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第14条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第14条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(派遣期間中の給与)

第41条の2 就業規則第16条の2第1項に規定する派遣については、その期間中、基本給等の月額、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

2 派遣期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第42条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第43条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第28条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、

給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第30条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(休職期間中の給与に関する経過措置)

- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第41条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(派遣期間中等の給与に関する経過措置)

- 8 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律(昭和45年法律第117号)により国際機関等に派遣されていた者については、その派遣期間中(更新期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、南極地域観測の業務に従事していた者についても、同様とする。

(経過措置に係る支給日)

- 9 前6項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第24条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

- 11 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していた者については、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第24条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。

(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)

- 12 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者のほか、就業規則附則第2項の規定により大学の役員に就任した者を含む。))については、第6条及び第15条の規定は適用しないものとする。

(入試手当に関する特例)

- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。))に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(特別赴任手当に関する特例)

- 14 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第24条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)
- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)
- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第15条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。
- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。
(地域手当に関する経過措置)
- 14 第28条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給するこ

とができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第24条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。
(管理職手当に関する経過措置)
- 3 第25条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。))に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
(統合に伴う特例措置)
- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学(以下「旧外大」という。)に在職しており、統合により大学に身分を承継された教職員であって、第1条にいう「教職員」に該当する者(以下「旧外大教職員」という。)のうち、この附則の施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学職員給与規程(以下「旧外大給与規程」という。)第3条第2項により、本人の同意に基づき給与の口座振込を行っていたものについては、第5条第3項の規定にかかわらず、当該施行日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(統合に伴う経過措置)

3 前項に定めるほか、旧外教職員のうち、次表に掲げる者については、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第3条第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第33条に定める要件を満たし、かつ、同条に規定する管理職員特別勤務手当が支給されていない者	従前の例により、管理職員特別勤務手当を支給する。 なお、支給日については第4条第4項の規定を準用する。	当該手当を支給されるまでの間
第3条第3項及び第24条	施行日の前日において、旧外大給与規程第23条に基づく別表第5の調整数3の支給要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、調整数3の俸給の調整額を支給し、加給金は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成20年9月30日までの間
第3条第3項及び附則(平成16年4月14日施行)第14項	施行日の前日において、旧外大給与規程第30条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、単身赴任手当を支給し、特別赴任手当は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りではない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成22年9月30日までの間
第26条	施行日の前日において、旧外大給与規程第25条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、初任給調整手当を支給する。	当該手当の支給要件を喪失するまでの間
第28条及び附則(平成16年4月14日施行)第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第27条第4項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、地域手当を支給する。	当該異動保障期間
第29条	施行日の前日において、旧外大給与規程第28条第3号に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第30条	施行日の前日において、旧外大給与規程第29条第3項に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第41条第1項、第2項、第3項又は第4項	施行日の前日において、旧外大給与規程第20条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該休職期間(延長期間を含む。)
第41条の2	施行日の前日において、旧外大給与規程第22条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該派遣期間(延長期間を含む。)

附 則

(施行期日等)

- この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。))の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第34条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等の支給に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。)に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割合
一般職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1～3級	100分の4.77
	4～5級	100分の7.77
教育職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1～2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表(A)	1～2級	100分の4.77
	3～7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(B)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第25条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第28条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
 - (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第41条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
 - (1) 第41条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第41条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第41条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 第41条の2の規定による派遣期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、第2項及び第4項に定める減ずる額に第41条の2の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額を減ずる。
- 8 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(切替日以降に附則(以下「暫定基本給月額」という。))に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 第27条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書を適用しない。
- 3 第27条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。
 - (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
 - (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	—	180,300	202,000	249,100	278,400
2	—	181,800	203,400	250,300	280,300
3	—	183,300	204,800	251,400	282,100
4	—	184,800	206,100	252,600	283,900
5	—	186,100	207,400	253,500	285,700
6	—	187,600	208,800	254,800	287,500
7	—	189,000	210,200	255,900	289,200
8	—	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	23,800	25,400	30,000
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800
9	188,000	230,500	295,100	344,500	423,500
10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,000
11	193,500	235,300	300,000	350,600	428,400
12	196,200	237,700	302,600	353,900	430,700
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200
21	213,800	261,500	321,400	374,900	450,300
22	215,700	264,500	323,900	377,000	452,600
23	217,600	267,400	326,500	379,100	455,000
24	219,500	270,300	329,300	381,100	457,300
25	221,500	273,100	331,400	382,700	459,300
26	223,600	275,700	333,600	384,500	461,500
27	225,700	278,200	335,800	386,300	463,600
28	227,800	280,900	338,300	388,200	465,800
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100
39	248,800	306,100	361,700	406,300	489,000
40	250,400	307,800	363,600	407,800	490,900
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400
45	258,600	313,200	372,900	414,900	500,300
46	260,100	314,300	374,700	416,500	502,100
47	261,800	315,200	376,200	417,900	503,900
48	263,200	316,300	378,000	419,500	505,800
49	264,600	317,300	379,500	420,900	507,500
50	265,400	318,400	381,100	422,200	509,200
51	266,000	319,300	382,900	423,500	511,000
52	266,900	320,200	384,600	424,800	512,900
53	267,600	321,400	385,700	425,500	514,500
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	269,200	323,400	388,600	427,400	517,800
56	270,000	324,400	390,200	428,300	519,400
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800
61	275,100	329,500	397,100	432,800	526,000
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000
63	277,200	331,600	400,000	434,700	528,000
64	278,200	332,700	401,500	435,800	529,000
65	279,100	333,500	402,500	436,700	529,600
66	280,000	334,600	403,600	437,700	530,500
67	281,100	335,300	404,600	438,700	531,400
68	282,200	336,400	405,700	439,600	532,300
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200
70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200
73	287,100	340,600	410,000	444,500	535,900
74	288,200	341,600	410,900	445,400	536,400
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200
76	290,300	343,600	412,500	447,300	537,800
77	290,900	344,600	413,200	448,100	538,300
78	291,900	345,600	413,700	448,600	538,900
79	292,800	346,500	414,100	449,300	539,500
80	293,700	347,400	414,500	449,900	540,100
81	294,600	348,400	414,800	450,700	540,700
82	295,500	349,400	415,200	451,400	
83	296,400	350,400	415,500	451,700	
84	297,300	351,400	415,900	452,300	
85	297,900	352,000	416,200	452,700	
86	298,700	352,600	416,600	453,100	
87	299,500	353,200	417,000	453,500	
88	300,400	353,800	417,400	453,800	
89	301,000	354,400	417,700	454,100	
90	301,600	354,800	418,100	454,400	
91	302,300	355,200	418,500	454,900	
92	302,900	355,700	418,800	455,200	
93	303,600	356,200	419,100	455,500	
94	304,200	356,600	419,500	455,800	
95	304,800	357,100	419,800	456,100	
96	305,400	357,600	420,100	456,400	
97	306,100	358,200	420,400	456,700	
98	306,700	358,700	420,800	457,200	
99	307,300	359,100	421,100	457,500	
100	307,900	359,600	421,400	457,800	
101	308,300	360,000	421,700	458,100	
102	308,600	360,500	422,100		
103	308,900	360,800	422,400		
104	309,300	361,300	422,700		
105	309,600	361,800	423,000		
106	310,000	362,200	423,400		
107	310,300	362,700	423,700		
108	310,600	363,200	424,000		
109	311,000	363,600	424,300		
110	311,300	364,100	424,600		
111	311,700	364,600	424,900		
112	312,100	365,000	425,200		
113	312,400	365,400	425,500		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	312,800	365,800	425,800		
115	313,100	366,300	426,100		
116	313,400	366,700	426,400		
117	313,600	367,100	426,600		
118	313,900	367,500			
119	314,300	368,000			
120	314,700	368,400			
121	314,900	368,700			
122	315,200	369,100			
123	315,600	369,600			
124	316,000	369,900			
125	316,200	370,300			
126	316,400	370,800			
127	316,700	371,300			
128	317,100	371,700			
129	317,300	372,100			
130	317,600	372,600			
131	318,000	373,100			
132	318,200	373,600			
133	318,400	374,100			
134	318,700	374,600			
135	319,100	375,100			
136	319,300	375,600			
137	319,400	376,100			
138	319,600	376,600			
139	319,900	377,100			
140	320,200	377,600			
141	320,600	378,100			
142	320,900				
143	321,200				
144	321,500				
145	321,900				
146	322,200				
147	322,400				
148	322,700				
149	323,100				
150	323,400				
151	323,700				
152	323,900				
153	324,200				
154	324,500				
155	324,800				
156	325,100				
157	325,300				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	179,400	214,200	273,900
2	182,000	216,300	276,900
3	184,600	218,400	279,700
4	187,300	220,500	282,500
5	190,000	222,400	285,300
6	192,800	224,500	287,900
7	195,600	226,600	290,200
8	198,500	228,600	292,600
9	201,400	230,800	295,100
10	204,400	233,200	297,700
11	207,300	235,600	300,100
12	210,200	238,000	302,700
13	212,900	240,200	305,000
14	214,600	242,500	307,000
15	216,400	244,800	309,100
16	218,100	247,100	311,000
17	219,800	249,400	313,400
18	221,600	252,500	316,000
19	223,400	255,600	318,400
20	225,000	258,700	320,800
21	226,900	261,500	323,200
22	228,800	264,500	326,100
23	230,800	267,400	328,800
24	232,800	270,300	331,900
25	234,600	273,100	334,700
26	236,600	275,700	337,500
27	238,500	278,200	340,200
28	240,500	280,900	343,100
29	242,300	283,800	345,900
30	244,200	286,000	348,400
31	246,200	288,000	351,000
32	248,200	290,200	353,400
33	250,000	292,200	355,900
34	252,000	294,300	358,100
35	253,900	296,500	360,400
36	255,800	298,500	362,500
37	257,300	300,500	364,700
38	259,000	302,400	366,800
39	260,500	304,100	369,000
40	262,100	305,900	371,200
41	263,800	307,600	373,400
42	265,000	309,800	375,400
43	265,900	311,900	377,500
44	267,000	314,300	379,600
45	268,000	316,300	381,200
46	268,900	318,400	383,200
47	269,700	320,600	385,000
48	270,500	323,100	387,000
49	271,400	325,500	388,000
50	272,100	327,900	389,800
51	272,800	330,200	391,500
52	273,600	332,300	393,300
53	274,500	334,600	394,300
54	275,400	336,600	395,900
55	276,300	338,500	397,400

職務の級	1級	2級	3級
56	277,200	340,300	399,100
57	278,000	342,100	400,500
58	279,300	344,000	402,200
59	280,400	345,800	403,800
60	281,800	347,800	405,400
61	283,000	349,600	406,700
62	284,400	351,400	408,300
63	285,700	353,300	409,800
64	286,900	355,100	411,400
65	288,000	356,900	412,800
66	289,300	358,800	413,800
67	290,600	360,500	414,800
68	291,900	362,300	415,700
69	293,200	363,800	416,700
70	294,100	365,500	417,700
71	295,100	367,300	418,800
72	296,100	369,000	419,700
73	297,200	370,300	420,400
74	298,200	371,900	421,200
75	299,300	373,300	422,200
76	300,400	374,900	423,200
77	301,100	376,600	424,200
78	302,100	378,300	425,200
79	302,900	379,800	426,200
80	303,800	381,500	427,100
81	304,500	383,000	427,800
82	305,400	384,400	428,700
83	306,300	386,000	429,600
84	307,200	387,600	430,400
85	307,700	388,600	431,300
86	308,400	389,900	432,100
87	309,100	391,300	432,900
88	310,000	392,700	433,800
89	310,900	394,000	434,500
90	311,700	395,100	435,000
91	312,500	396,200	435,600
92	313,200	397,400	436,000
93	313,900	398,200	436,500
94	314,600	399,300	437,000
95	315,300	400,400	437,400
96	316,000	401,400	437,800
97	316,400	402,300	438,000
98	316,800	403,300	438,400
99	317,200	404,300	438,700
100	317,600	405,200	439,000
101	317,900	406,000	439,300
102	318,300	407,000	
103	318,600	408,000	
104	319,000	409,000	
105	319,400	409,600	
106	319,900	410,300	
107	320,400	411,000	
108	320,900	411,600	
109	321,300	412,100	
110	321,800	412,500	
111	322,200	412,800	
112	322,700	413,100	
113	323,000	413,300	
114	323,500	413,600	

職務の級	1級	2級	3級
115	323,900	413,900	
116	324,400	414,200	
117	324,700	414,400	
118	325,100	414,700	
119	325,600	415,000	
120	326,100	415,200	
121	326,300	415,400	
122	326,700	415,700	
123	327,200	416,000	
124	327,500	416,200	
125	327,700	416,400	
126	328,000		
127	328,500		
128	328,900		
129	329,100		
130	329,500		
131	330,000		
132	330,400		
133	330,600		
134	331,000		
135	331,500		
136	331,800		
137	332,100		
138	332,500		
139	332,900		
140	333,300		
141	333,700		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)

ア 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800		
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500			
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200			
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800			
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200			
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700			
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200			
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700			
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300			
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800			
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400			
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000			
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,100	325,000	345,900				
87		289,300	325,200	346,200				
88		289,500	325,600	346,500				
89		289,900	326,000	346,900				
90		290,100	326,400	347,200				
91		290,300	326,800	347,600				
92		290,500	327,200	347,900				
93		290,900	327,500	348,300				
94		291,100	327,700	348,600				
95		291,300	328,100	348,900				
96		291,600	328,400	349,200				
97		292,000	328,600	349,500				
98		292,300	328,900	349,900				
99		292,500	329,200	350,300				
100		292,800	329,500	350,700				
101		293,100	329,700	351,200				
102		293,300	330,000	351,600				
103		293,500	330,400	352,000				
104		293,800	330,600	352,400				
105		294,100	330,700	352,900				
106			331,000					
107			331,400					
108			331,600					
109			331,800					
110			332,200					
111			332,600					
112			333,000					
113			333,200					

イ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
94	281,400	314,600	348,000	366,000			
95	282,300	315,300	348,700	366,400			
96	283,300	315,900	349,300	366,700			
97	284,000	316,600	349,700	367,300			
98	284,800	316,900	350,100	367,800			
99	285,400	317,500	350,600	368,300			
100	286,300	318,200	351,000	368,800			
101	287,100	318,600	351,500	369,400			
102	287,900	319,200	351,900	369,900			
103	288,700	319,800	352,400	370,400			
104	289,500	320,400	352,800	370,800			
105	290,200	320,800	353,100	371,400			
106	290,700	321,300	353,600	371,900			
107	291,200	321,800	354,000	372,400			
108	291,700	322,300	354,300	372,900			
109	291,900	322,700	354,800	373,500			
110	292,200	323,100	355,300	373,900			
111	292,400	323,400	355,800	374,400			
112	292,800	323,700	356,300	374,900			
113	293,100	324,100	356,800	375,500			
114	293,300	324,500	357,300				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	293,700	324,900	357,800				
116	294,000	325,200	358,200				
117	294,300	325,400	358,600				
118	294,600	325,700	359,000				
119	294,900	326,100	359,500				
120	295,300	326,300	360,000				
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5(第24条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附属研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額(第24条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

オ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 管理職手当額(第25条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
		Ⅳ種	59,500
教育職基本給表(一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	80,200
		Ⅴ種	66,800
		Ⅵ種	42,800
	4	Ⅳ種	68,800
		Ⅴ種	57,300
医療職基本給表(A)	8	Ⅳ種	72,600
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表(B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

別表第8 医師等調整手当(第26条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,700
1年以上2年未満	50,700
2年以上3年未満	50,700
3年以上4年未満	50,700
4年以上5年未満	50,700
5年以上6年未満	50,700
6年以上7年未満	48,900
7年以上8年未満	47,100
8年以上9年未満	45,300
9年以上10年未満	43,500
10年以上11年未満	41,700
11年以上12年未満	39,900
12年以上13年未満	38,100
13年以上14年未満	36,300
14年以上15年未満	34,900
15年以上16年未満	33,500
16年以上17年未満	32,100
17年以上18年未満	30,700
18年以上19年未満	29,300
19年以上20年未満	27,900
20年以上21年未満	26,500
21年以上22年未満	25,900
22年以上23年未満	25,300
23年以上24年未満	24,300
24年以上25年未満	23,700
25年以上26年未満	23,100
26年以上27年未満	22,500
27年以上28年未満	21,900
28年以上29年未満	21,100
29年以上30年未満	20,800
30年以上31年未満	20,400
31年以上32年未満	19,800
32年以上33年未満	18,900
33年以上34年未満	18,000
34年以上35年未満	17,300
35年以上	0